

## 精神障害者支援体制（加算）について（お知らせ）

指定特定相談支援事業所のいざ生活支援センター相談支援室、福祉工房さわらび相談支援室並びに福祉工房楓相談支援室では、精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、次のとおり、研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置しております。

### 1 体制加算を算定するに当たって要件となる受講済みの研修

研修名：平成 30 年度埼玉県相談支援従事者専門コース別研修（地域移行支援）『医療と保健・福祉の連携研修』

開催日時：平成 31 年 2 月 26 日（火）

開催場所：朝霞保健所

実施主体：埼玉県（受託事業者 NPO 法人埼玉県相談支援専門員協会）

### 2 研修を修了した者

職種：相談支援専門員

配置：各相談支援室ごとに 1 名